

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	社内水質管理記録「化学管理報告書」確認時、同記録の一部データに誤記が認められたため、当該報告書の誤記を訂正。	D	
2	1号機	換気空調系活性炭ホールドアップ建屋排気ファン(B)用電動機点検において、負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。(当該部の嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	
3	2号機	残留熱除去系(B)の系統圧力に低下傾向が認められ、同系圧力抑制室スプレイ弁及び同系テストバイパス弁にシートリークが考えられるため、調査及び対応検討。	D	
4	2号機	純水補給水系希ガス機器用除染シンク供給弁にシートリーク(1滴/秒)が認められたため、当該供給弁を点検。	D	
5	3号機	福島系統安定化装置3・4号端末装置A、B系点検において、A系コイル5台及びB系コイル2台の被覆に剥離が認められたため、対応検討。	D	
6	3号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(LPRM24-49A)ケーブル導通試験において、現場側ケーブルコネクタ部に接触不良が考えられるため、当該コネクタ部を補修。	D	
7	3号機	蒸気タービン設備検査(その2)において、検査確認表に誤記(試験条件相当電圧値)が認められたため、誤記を訂正。	D	
8	3号機	循環水ポンプ(B)電動機ファンカバー交換において、既設ボルト取付位置と交換用ファンカバー取付穴にずれが認められたため、カバー取付穴位置を補修。	D	
9	3号機	原子炉再循環ポンプ(A、B)流量検出器点検において、流量検出器端子台用パッキン(4個)に破損が確認されたため、当該パッキンを交換。	D	
10	3号機	雑固体廃棄物焼却設備廃油ストレーナ差圧計において、指示不良(停止時2.5kPa指示)が認められたため、当該計器を点検。	D	
11	3号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系防食剤注入ポンプ(A)電動機点検において、反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。(当該部の嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)燃料移送ポンプ電動機点検において、回転子軸及び軸受ケース(負荷側、反負荷側)に摩耗が認められたため、対応検討。(当該部の嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	
13	3号機	主蒸気逃し安全弁(R)出口温度検出器点検において、絶縁抵抗値に不良(0M )が認められ、ケーブル不良が考えられるため、当該ケーブルを補修。	D	
14	3号機	配管健全性検査(その1)確認・評価において、給水加熱器ドレン系配管肉厚測定記録と検査要領書の測定箇所番号に相違が認められたため、検査を中断し、要領書を改訂後、検査を再開。	C	
15	4号機	非常用ディーゼル発電機室給気ファン(B)電動機点検において、軸受ケース(負荷側)に摩耗が認められたため、対応検討。(当該部の嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	
16	4号機	炉心性能計算機において、定時データ出力時に印字不良(1回のみ印字しない)が認められたため、原因調査。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353